

Mirai.α 参加ポイント規約

合同会社Mirai.y

第1条(目的及び適用関係)

1. 本規約は、合同会社Mirai.y(以下「当社」といいます。)が運営するMirai.αにおいて、会員の学習及び活動への参加を応援するために実施する参加ポイント制度の条件を定めるものです。
2. 本規約は、Mirai.α利用規約の一部を構成します。本規約に定めのない事項は、Mirai.α利用規約その他当社が定める諸規定に従います。

第2条(定義)

1. 「参加ポイント」とは、対象となる有料会員について、当社所定の活動への参加状況に応じて無償で付与される特典上のポイントをいいます。
2. 参加ポイントは、会員が代金を支払って取得し、レッスンその他のサービスの予約又は利用に使用するポイントとは異なります。
3. 「対象活動」とは、朝の会、自習、レッスン、イベントその他当社が参加ポイントの付与対象として指定する活動をいいます。

第3条(対象者)

1. 本制度は、当社が指定する有料プランを利用し、当該プランの利用料金の支払が確認された会員を対象とします。
2. 有料プランの利用と関係なく、利用料金の支払を伴わずに参加できる無料体験若しくは無料イベント、招待、モニター、利用料金の免除その他の理由により利用料金の支払を伴わずに本サービスを利用する会員には、参加ポイントを付与しません。ただし、有料プランの一部として提供されるイベントその他当社が対象活動として指定した活動は、この限りではありません。
3. 有料プランの利用期間中に適正に付与された参加ポイントは、その後、休会又は利用料金の支払を伴わない利用形態へ変更した場合も、退会その他本規約に定める失効事由に該当しない限り維持されます。ただし、当該期間中は、新たな参加ポイントを付与しません。

第4条(参加区分及び付与数)

1. 対象活動1回につき付与する参加ポイントは、当社又は講師が作成する参加記録に基づき、次のとおりとします。
 - (1) 出席:1ポイント
 - (2) 遅刻、早退、離席又は反応なし:0.5ポイント
 - (3) 欠席:0ポイント
2. 複数の区分に該当する場合であっても、1回の対象活動について参加ポイントを重複して加算又は減算しません。例えば、遅刻と離席の両方が記録された場合も、付与数は0.5ポイントとします。

3. カメラ若しくはマイクを使用しなかったこと、又は発言をしなかったことのみを理由として、「反応なし」と判定するものではありません。当社は、チャット、リアクション、提出物その他会員に応じた方法も踏まえて参加状況を確認します。
4. 「反応なし」とは、オンライン会議システムへの接続は確認できたものの、呼びかけ、活動又は確認手段に対する反応を確認できない時間があつた場合をいいます。
5. 接続又は予約の事実のみがあり、会員本人の参加を確認できない場合、又は会員本人以外による利用その他参加の実態がないことが確認された場合は、欠席として取り扱うことがあります。

第5条(個別事情への配慮)

1. 会員の心身の状態、障がい若しくは発達上の特性、通信障害、緊急事態、当社若しくは講師側の事情又は事前に確認した参加方法がある場合、当社は、通常と異なる方法で参加を確認し、又は参加区分若しくは付与数を合理的に調整することがあります。
2. 体調不良その他の事情により参加が難しい場合、会員に無理な参加を求めるものではありません。

第6条(記録及び確認)

1. 参加ポイントは、当社又は講師が対象活動終了後に作成する参加記録に基づいて付与します。システムへの反映には一定の期間を要する場合があります。
2. 会員又は保護者が付与内容に疑義がある場合は、付与内容が表示され、又は通知された日から30日以内に当社へ申し出るものとします。
3. 当社は、参加記録、システム上の記録、録画データその他確認可能な情報を確認し、必要がある場合は付与内容を訂正します。

第7条(繰越し)

1. 参加ポイントは、会員資格が継続している間、翌月以降へ繰り越すことができます。
2. 休会中又は利用料金の支払を伴わない利用期間中は、新たな参加ポイントを付与しませんが、それまでに適正に付与された参加ポイントは維持されます。

第8条(デジタル図書カードとの交換)

1. 会員は、参加ポイントを60ポイント保有している場合、保護者を通じて、500円分のデジタル図書カードとの交換を申し込むことができます。
2. 交換は60ポイント単位とし、交換に使用した参加ポイントは、交換手続の完了時に残高から差し引きます。60ポイント未満の参加ポイントを金銭その他の特典に換算することはできません。
3. 交換申請の方法、受付時期、送付時期その他の手続は、当社がマイページその他の方法で案内します。
4. デジタル図書カードは、原則として、当社に登録されている保護者の電子メールアドレスその他当社が指定する連絡先へ送付します。

第9条(デジタル図書カードの取扱い)

1. デジタル図書カードの利用方法、利用可能店舗、有効期限その他の条件は、発行事業者が定める条件に従います。
2. 受取URL、コードその他の情報は、会員及び保護者の責任で管理してください。
3. 登録情報の誤り、受信設定、メールの削除、第三者への転送その他会員又は保護者の事情による未着又は第三者による利用について、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、再発行又は補償を保証しません。

第10条(禁止事項)

1. 参加ポイントは、購入、現金への換金、第三者への譲渡若しくは売買、相続、他の会員若しくは兄弟姉妹との合算、他のアカウントへの移行又は予約等に使用するポイントとの交換若しくは合算をすることができません。
2. 会員及び保護者は、虚偽の申告、本人以外による参加、システムの不正利用その他不正な方法によって参加ポイントを取得し、又は交換を申し込んでなりません。

第11条(訂正及び取消し)

1. 誤付与、重複付与、システム障害又は不正取得が確認された場合、当社は、参加記録その他確認可能な情報を確認した上で、参加ポイントの付与を訂正又は取り消すことがあります。
2. 交換後に不正取得が判明した場合、当社は、当該交換に相当する参加ポイントの減算、デジタル図書カード相当額の返還その他合理的な対応を求めることがあります。

第12条(退会時の取扱い)

1. 会員が退会した場合、未使用の参加ポイントは、次項に基づき交換を申し込むことができる部分を除き、退会日をもって失効します。
2. 退会日時点で60ポイント以上を保有している場合は、退会日から30日以内に限り、60ポイント単位で交換を申し込むことができます。
3. 退会日時点で60ポイント未満の残高は、金銭その他の特典に交換できません。

第13条(出席記録及び学校の出席扱いとの関係)

1. 参加ポイントの付与は、学校における出席認定及び当社が作成する出席記録への記載とは別に判定します。
2. 参加ポイント又は当社の出席記録は、学校における出席認定又は出席扱いを当然に保証するものではありません。学校における取扱いは、在籍校その他の関係機関の判断によります。

第14条(制度の変更又は終了)

1. 当社は、法令の改正、サービス内容の変更、運営上の必要その他合理的な理由がある場合、参加ポイント制度の内容を変更し、又は終了することがあります。
2. 当社は、会員及び保護者に不利益となる変更又は制度の終了を行う場合、原則として30日前までに変更内容、効力発生日及び既に付与された参加ポイントの取扱いを、当社ウェブサイト、マイページ、電子メールその他適切な方法により周知し、合理的な経過措置を設けます。

第15条(協議解決)

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社、会員及び保護者は、Mirai.α利用規約、関係法令及び取引慣行を踏まえ、誠実に協議して解決を図ります。

施行日

2026年9月1日制定案